

建設現場の未来を、確かな外国人材で支える

# 技能実習生・特定技能外国人 受け入れのご案内

## T3の強み

オープンイノベーションの評価と管理方法  
建設現場の安全管理・労務管理に強い  
建設業に適した人材の確保・マッチング

# GREETING

## ご挨拶

私たちは、建設業に特化した技能実習生・特定技能外国人の実習・管理・生活サポートを行うプロフェッショナルチームです。

未来の建設現場を支える人材を育て、技術の向上と共に、国際的な架け橋を築くために、全力でサポートいたします。

経験豊富なスタッフによる指導と研修、日本語レベルの高い翻訳者による安心サポート体制で、実習生ひとりひとりが成長できる環境を提供します。

T3の語源は「国境を越えた技術の伝承」です。(Transnational - Technology - Transfer)にて、貴社技術を未来に繋げる大切な外国人材の育成をお手伝いいたします。

受入れ企業様の労力負担を減らし、円滑に働いてもらえるようしっかりとサポートします。

また当組合は、共同購買を通じて企業のコスト削減にも貢献していきます。





# T3建設事業協同組合

Transnational ● Technology ● Transfer



<b>名称</b>	T 3 (ティースリー) 建設事業協同組合
<b>代表</b>	代表理事 阿部 佳介
<b>設立</b>	2024年9月
<b>認証番号</b>	外国人技能実習生受け入れ企業 特定管理事業 許可番号 許 2504000002 特定技能外国人支援事業 登録支援機関 登録番号 25登-012108
<b>所在地</b>	〒338-0014 埼玉県さいたま市中央区上峰1丁目3番12号
<b>TEL</b>	048-714-5056
<b>FAX</b>	048-714-5057
<b>事業内容</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・組合員の取り扱う建設資材等の共同購買</li><li>・組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業</li><li>・外国人技能実習生共同受入に係る職業紹介事業</li><li>・組合員のためにする特定技能外国人支援事業</li><li>・特定技能外国人に係る職業紹介事業</li><li>・組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上または、 組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供</li><li>・組合員の福利厚生に関する事業</li><li>・前各号の事業に付帯する事業</li></ul>

# 建設業の人材確保と現場支援

## 技能実習生の受入・管理・生活サポート

当組合は、建設業を中心に外国人技能実習生の受け入れから、職場での実習管理、生活全般のサポートまで一貫して行っています。日本の技術習得と安心した生活環境の提供を通じて、実習生と受入企業の双方にとって実りある制度運用を実現します。文化・言語の違いにも配慮し、円滑なコミュニケーションと健全な職場環境づくりを支援します。



## 特定技能外国人の支援



当組合は、特定技能外国人が日本で安心して働き生活できるよう、入国前から入国後の支援計画に基づき求人募集から雇用契約の手続き、生活支援まで一貫したサポートを提供しています。就業先とのマッチングテストや、母国語での生活支援、相談対応、また日本語学習支援などを通じて、安定した就労と定着を支援します。外国人と企業双方に寄り添い、持続可能な人材確保と職場環境づくりを目指します。

## 共同購買

組合員の経営効率化とコスト削減を目的に、資材・消耗品・機器類などを一括で購入する共同購買を行っています。スケールメリットを活かして価格交渉力を高め、安定した品質と供給を実現。組合員の皆さまが本業に専念できる環境づくりを支援します。



# T3監理団体の取り組みと入国後サポート体制

## T3監理団体の柱となる取り組み

1  
未来を担う  
労働力の確保



2  
監理費用の  
コスト削減



3  
言語習得と職業  
訓練の独自取組



4  
技能実習生の  
生活支援



外国人労働者雇用の問題原因を根本改善！

## T3監理団体 入国後のサポート

### 入国・配属対応



送迎 入国手続 講習施設案内  
口座開設 業務の説明 等

### 定期巡回



法令遵守 実習生との面談  
受入れ企業担当者との面談

### 監査報告



技能実習機構の監査項目に  
伴った管理、指導

### その他の業務

- ・ 求人票の作成
- ・ 面接対応
- ・ 雇用契約書の締結
- ・ 在留資格書類作成、申請
- ・ 技能実習計画の作成、申請
- ・ 住居・生活準備のサポート
- ・ 技能実習機構（OTIT）への  
監査報告
- ・ 技能検定対応
- ・ 帰国対応

### 試験対策



過去試験問題の対策

### 病院対応



電話・ビデオ通話対応

### 実習生の相談



母国スタッフによる相談

# 技能実習生と特定技能外国人の違い



項目	技能実習生	特定技能外国人
目的	技能・技術・知識の習得と母国への還元	人手不足分野の即戦力としての労働力確保
受け入れ人数枠	常勤職員総数30人以下：3人（1号）	常勤職員枠を超えない
傘下機関	外国人技能実習機構（OTIT）	国交省システム・建設技能人材機構（JAC）
ハローワークでの求人	不要	必要
在留資格の種類	技能実習1号・2号・3号	特定技能1号・2号
受け入れ期間	最長5年（1号1年+2号2年+3号2年）	最長5年（特定技能1号は最長5年、2号は更新可能）
入国後講習	必要	不要
転職	原則不可	可能
支援体制	監理団体	登録支援機関
対象業種	建設業22業種	土木、建築、ライフライン・設備
技能レベル	技能習得のための研修・実習が中心	即戦力として一定の技能・日本語能力が必要
日本語能力	特に義務はないが、生活指導は行う	日本語能力試験N4以上など一定の基準あり
報酬・待遇	実習計画に基づく賃金・待遇	労働基準法に準じた賃金・待遇
受け入れ条件	監理団体による審査、OTIT認定	国交省申請・認定
技能実習責任者設置	必要	不要

## 技能実習は“育成目的”、特定技能は“即戦力目的”

すぐに現場で戦力が必要 ▶ 特定技能  
日本語能力を身に付けさせながら長期育成したい ▶ 技能実習

## T3の強み②：建設業に特化した専門性

### 1. 建設業特有の技能・現場要件に精通

建設業は、専門性の高い技能が求められます。

建設業に特化した当組合は、これらの職種の作業内容・技能レベル・安全基準を深く理解しており、現場実態に即した実習計画の作成が可能です。

そのため、審査通過率が高く、実習生の技能習得もスムーズに進みます。



### 2. 建設現場の安全管理・労務管理に強い



建設業は労災リスクが高く、適切な安全管理が不可欠です。

建設専門の当組合は、現場巡回での安全チェック項目、労働時間管理、宿舎・生活環境の基準、36協定や建設業法との整合性に精通しており、法令遵守と事故防止に強い体制を提供します。

### 3. 建設業に適した人材の確保・マッチング

建設分野に携わった経験者を確保しマッチングいたします。

体力、技能適正、長期就労意欲を踏まえたマッチングが可能です。

その結果、離職率の低い安定した人材確保が実現します



# T3の強み③：日本語教育フォロー

## 人材育成

当組合は、技能実習生や特定技能外国人を受け入れる企業を支援し、教育的な役割を担います。受入企業様が大切にしている品質管理、安全意識、ビジネスマナーを企業と連携して母国語対応のスタッフが伝えるだけでなく、独自の職人教科書（母国語）にて、理解浸透をより確実にします。また入国前の日本語語学学校での日本語教育フォローにて、円滑なコミュニケーションを実現します。さらに、入国後の日本語研修プログラムの実践により、生活面の自立促進にもつながり、外国人材が地域社会に溶け込みやすくなります。監理団体が教育体制を整えることで、企業の指導力や異文化コミュニケーション力を高め、組織全体の成長を後押しします。



## 教育プログラム

- 研修体制整備：教育プログラムや研修の企画・運営
- 日本語教育フォロー：職場用語・生活日本語の習得支援、学習教材や講師の提供
- 組織強化：企業と連携した教育体制の構築

## T3の強み④：住まいのフォロー

適切な住環境が、安定した就労を支えます

### 外国語対応可能なレオパレス21と業務提携締結

レオパレス21には外国籍のスタッフが常駐している外国語専門電話窓口があり、中国語、英語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語に対応。レオパレスでの暮らしのお悩みは直接受付することでスピーディーなご対応が実現。

家具・家電やインターネット（オプション）付きなので、手配のスムーズさと入居してからの快適な環境を提供できます



提携会社専用サイトからのお申し込みいただけます  
<https://www.leopalace21.com/apps/corporateCondition/>

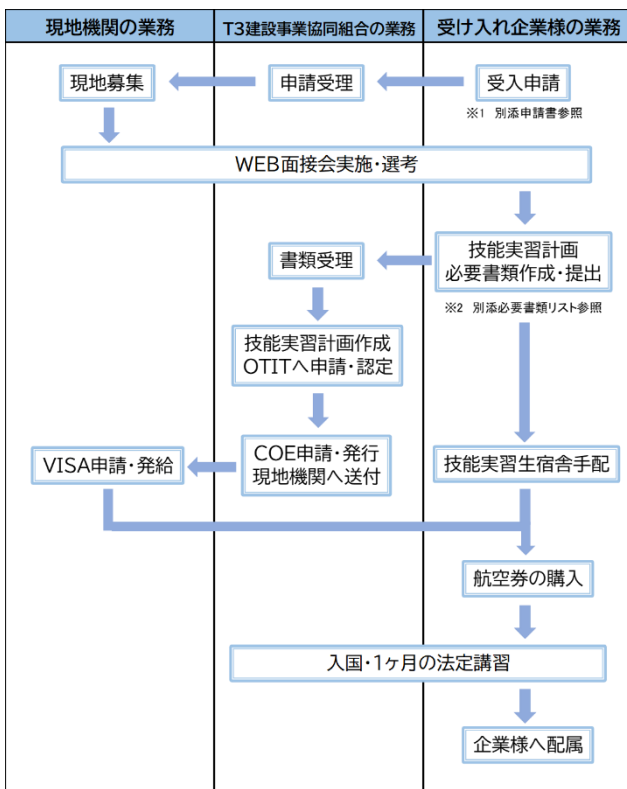
# 技能実習生配属までの手続きの流れ

面接から配属まで約6~7ヶ月

実施項目	経過月数							
	1	2	3	4	5	6	7	8
① 募集・選考・面接会実施	■							
② 技能実習計画の作成 *1		■	■	■	■			
③ 外国人技能実習機構(OTIT)へ申請			■	■	■	■		
④ 技能実習計画の認定					■	■		
⑤ 在留資格認定証明書(COE)申請・発行 送り出し機関へCOE原本郵送						■	■	
⑥ 送り出し機関から在ベトナム日本大使館 又は総領事館へ申請 (VISA)							■	■
⑦ VISAの発給								■
⑧ 航空券の購入 *2								■
⑨ 入国、1ヶ月の法定講習								■
⑩ 企業様へ配属								■

(\*1)ご提出いただいた必要書類をもとに、技能実習計画申請書類の作成を行います。

(\*2)最安値で購入いたしますが、数時間ごとに価格が変動するため誤差が生じる場合がございます。



最短で手続きを進めて参りますが、外的要因による遅れが生じる可能性もございますので、予めご了承ください。また、必要書類の提出の遅れやその他対応の遅れがあった場合も遅れが生じますので、できる限り迅速なご対応にご協力いただけますと幸いです。



(株)レオパレス21と提携しておりますので、宿舍の手配につきましても是非ご相談ください

# 特定技能外国人配属までの手続きの流れ

面接から配属まで約2~3ヶ月

## ①国内採用の場合

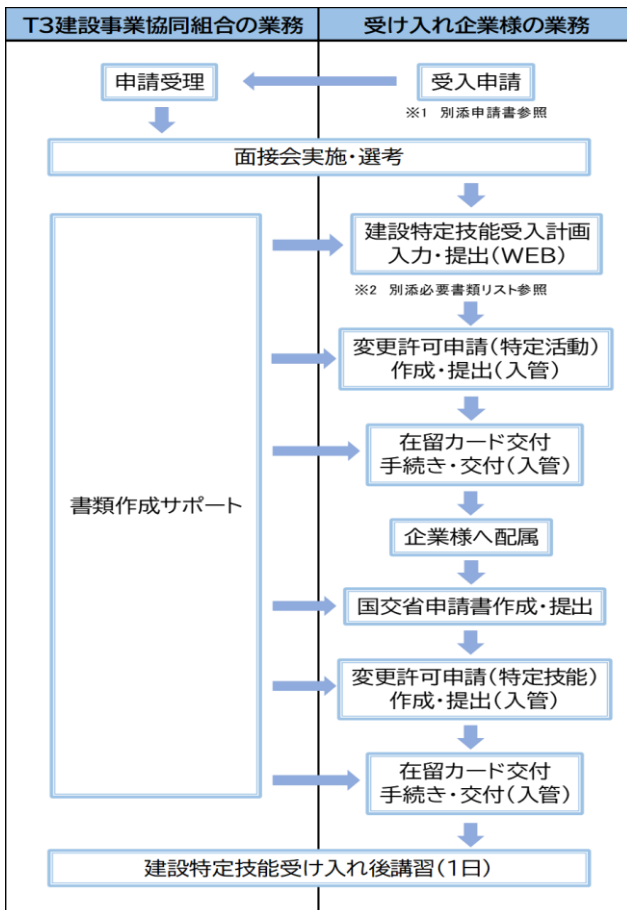


実施項目	経過月数							
	1	2	3	4	5	6	7	8
① 面接・建設特定技能受入計画書作成*1		面接後約1ヶ月						
② 変更許可申請(特定活動) 変更許可申請書作成・入管提出		約1ヶ月						
③ 在留カード交付手続き(入管で交付)			約1週間					
④ 企業様へ配属								
⑤ 国交省申請書類作成・提出						約3ヶ月		
⑥ 変更許可申請(特定技能) 変更許可申請書作成・入管提出							約2ヶ月	
⑦ 在留カード交付手続き(入管で交付)								
⑧ 建設特定技能受け入れ後講習*2								
⑨ 1年間報告*3								

(\*1) 支援委託契約書(押印済み)、必要書類回収:人材と企業。

(\*2) 「特定技能」での就労開始後国際建設技能振興機構(FITS)へ申請、概ね6月以内受講必要。

(\*3) 1年間定期届出(企業分)、定期届出(登録支援機関分)、担当者・特定技能と面談



最短で手続きを進めて参りますが、外的要因による遅れが生じる可能性もございますので、予めご了承ください。また、必要書類の提出の遅れやその他対応の遅れがあった場合も遅れが生じますので、できる限り迅速なご対応にご協力いただけますと幸いです。



(株)レオパレス21と提携しておりますので、宿舍の手配につきましても是非ご相談ください

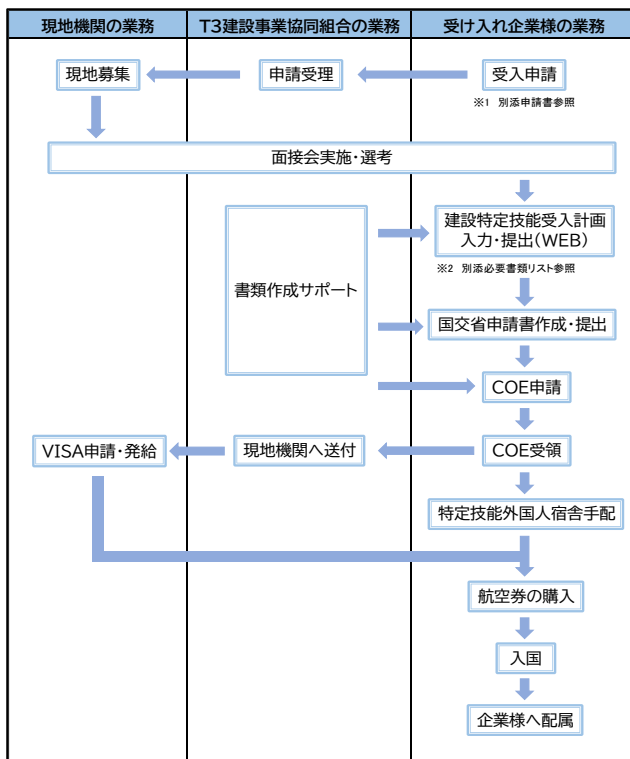
# 特定技能外国人配属までの手続きの流れ

## ② 国外採用の場合

面接から配属まで約4～5ヶ月

実施項目	経過月数					
	1	2	3	4	5	6
① 面接・建設特定技能受入計画書作成 <sup>*1</sup>	面接後約2～3週間					
② 国交省申請書類作成・提出		約2～3ヶ月				
③ 在留資格認定証明書(COE)申請					約1週間	
④ COE交付、送出国機関へ報告、VISA申請						約1ヶ月
⑤ 入国						
⑥ 企業様へ配属						

(\*1) 支援委託契約書（押印済み）、必要書類回収：人材と企業。



最短で手続きを進めて参りますが、外的要因による遅れが生じる可能性もございますので、予めご了承ください。また、必要書類の提出の遅れやその他対応の遅れがあった場合も遅れが生じますので、できる限り迅速なご対応にご協力いただけますと幸いです。



(株)レオパレス21と提携しておりますので、宿舍の手配につきましても是非ご相談ください

# 育成就労制度とは 2027年施行予定 | 技能実習制度の後継制度

**制度の目的：**技能実習制度を廃止し、外国人材を「育てながら定着」させる新たな仕組みへ転換。人手不足解消と人材育成を両立。

比較項目	技能実習制度（旧）	育成就労制度（新）
目的	技術移転・国際貢献	人材育成・人手不足解消（国内目的）
在留期間	最長5年（1号・2号・3号）	最長3年（その後、特定技能1号へ移行可）
転籍	原則不可	1年就労後、同一業種内での転籍可
日本語要件	特段の義務なし	入国時A1・修了時A2相当以上（義務）
管理機関	監理団体（OTIT傘下）	監理支援機関（新設・許可制）

## 在留資格の移行フロー



**施行スケジュール：** 法律公布（2024年6月） ▶ 政省令整備（2025年） ▶ 制度施行（2027年予定）

## 建設業における対象職種（例）

<b>土木施工</b> 基礎・舗装・土工	<b>型枠施工</b> 型枠大工など	<b>鉄筋施工</b> 鉄筋組立など	<b>電気・配管設備</b> 電気・配管工事
-------------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------------

## 育成就労関係 Q&A ～よくあるご質問～

**Q1 育成就労法の施行日前から技能実習を行っている技能実習生は、育成就労法施行日以降も技能実習を継続できますか？**

A 育成就労法の施行日（令和9年4月1日）よりも前に認定を受けた技能実習計画に基づき、施行日時点で技能実習を行っている技能実習生は、施行日以降も「技能実習」の在留資格のまま技能実習を行うことができます。

**Q2 施行日以降も技能実習計画の認定申請を行うことはできますか？**

A 施行日以降は新たに技能実習を始めるための技能実習計画の認定申請を行うことはできません。

**Q3 施行日前に技能実習計画の認定申請を行う予定ですが、技能実習はいつまでに開始しなければなりませんか？**

A 技能実習開始日は令和9年6月30日以前であることが必要であり、技能実習生は原則として同日までに入国しなければなりません。なお、施行日前に申請した技能実習計画であっても、施行日以降に認定される可能性がありますので、技能実習計画の作成・申請の際にはご注意ください。

**Q4 施行日以降も技能実習計画の変更はできますか？**

A 施行日以降に技能実習計画の変更が必要となった場合は、外国人育成就労機構で技能実習計画の変更認定を受けることができ、変更後の技能実習計画に基づき技能実習を行うことができます。

**Q5 施行日以降に技能実習1号を終了した技能実習生は、技能実習2号として技能実習を継続できますか？また、技能実習2号を終了した技能実習生は、技能実習3号として技能実習を継続できますか？**

A 施行日以降に技能実習1号を終了した技能実習生は、引き続き技能実習2号に進むことができます。施行日以降に技能実習3号に進むためには、施行日時点において技能実習2号を1年以上行っていることが必要ですので、技能実習2号を1年未満しか行っていない技能実習生は技能実習3号に進むことはできません。

# 受入企業が知っておくべき重要ポイント

## 育成就労制度 — 対応チェックリスト

1

### 育成就労計画の認定申請が必須

外国人技能育成機構（JITCO後継）またはOTITへ計画申請。監理支援機関を通じて手続きを行う。

2

### 監理支援機関への委託が義務化（許可制）

従来の監理団体は「監理支援機関」として許可を取得が必要。T3は引き続き対応可能。

3

### 転籍ルールへの対応【重要】

1年就労後、同一業種内で転籍可能に。労働環境の整備・定着支援が受入企業の競争力に直結。

4

### 日本語教育支援の義務化

入国時A1・修了時A2相当以上の日本語能力が必須。受入企業は学習機会の確保が求められる。T3が学習支援を提供。

5

### 適切な報酬・待遇の整備

同等業務の日本人と同等以上の賃金が必要。宿舍・生活環境の基準も引き続き遵守が求められる。

6

### 技能評価試験への対応

修了時に技能評価試験の受験が必須。合格により特定技能1号への移行が可能となる。T3が試験対策を支援。

## T3建設事業協同組合は育成就労制度にも完全対応。

計画認定申請・日本語教育・技能試験対策・定着支援まで、ワンストップでサポートします。

※本内容は2026年4月時点の情報に基づいています。制度の詳細・施行時期は政省令の確定により変更となる場合があります。最新情報はT3までお問い合わせください。



**T3建設事業協同組合**

Transnational ● Technology ● Transfer

〒338-0014 埼玉県さいたま市中央区上峰1丁目3番12号  
Tel. 048-714-5056 Fax.048-714-5057